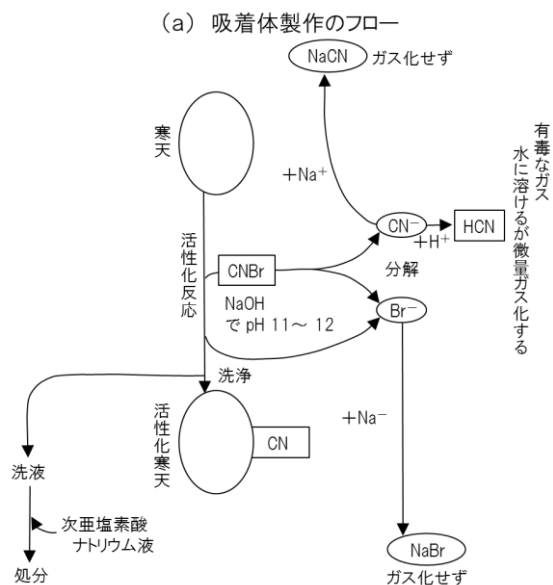
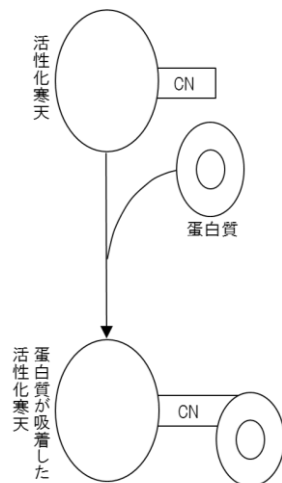


# 研究業務中に発生したシアン化水素中毒



(b) 蛋白質の吸着反応



## 【発生場所】

研究室の直ぐ外側の構内路上

## 【被災原因】

吸着体を作製した際の後処理工程で、シアン化臭素を除去後の水に、処理を目的として次亜塩素酸ナトリウムを加えたところ、化学反応によりシアン化水素が発生。ばく露防止の措置を取っていなかったため、作業者がシアン化水素をばく露。

## 【被災状況】

作業者が作業終了約30分後、吐気を感じたため、病院に行ったところ、シアン中毒との診断を受け入院。

## 【対策】からの抜粋

[4] 事業者は研究所内のすべての作業について、安全衛生面から検討を行うと共に、その結果を踏まえて、研究員に対して、安全衛生教育訓練を実施すること。



～理研計器からのご提案～

リスクアセスメント実施の結果、ガスの発生が予見される環境や作業がある場合は、リスク低減措置に加え、ガス検知警報器で安全確認をしながら作業されることを、お勧めいたします。